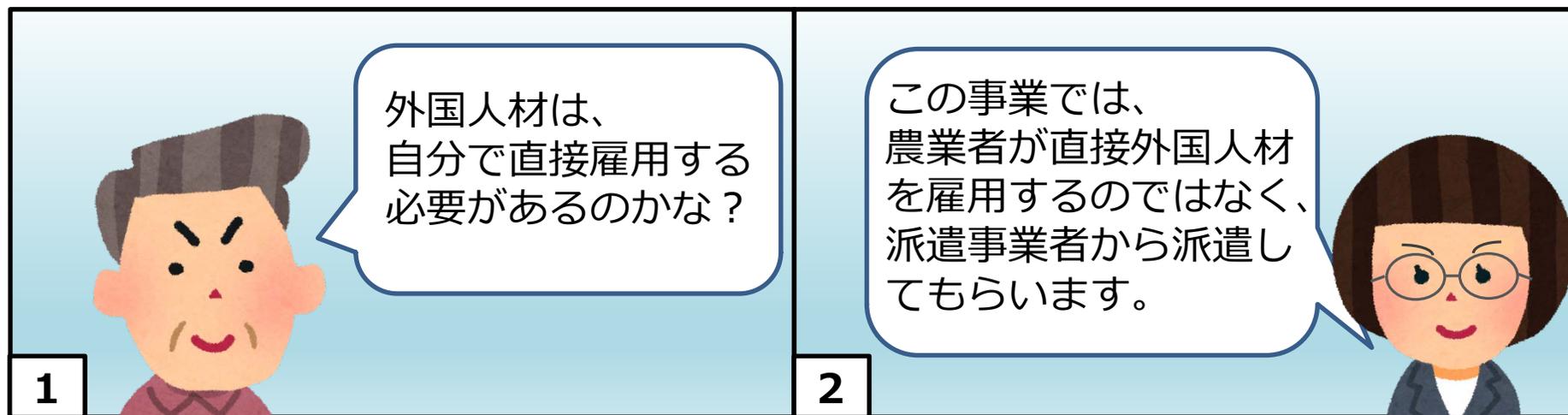

外国人農業支援人材の受入れが始まります！

～国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業～

平成30年8月
農林水産省

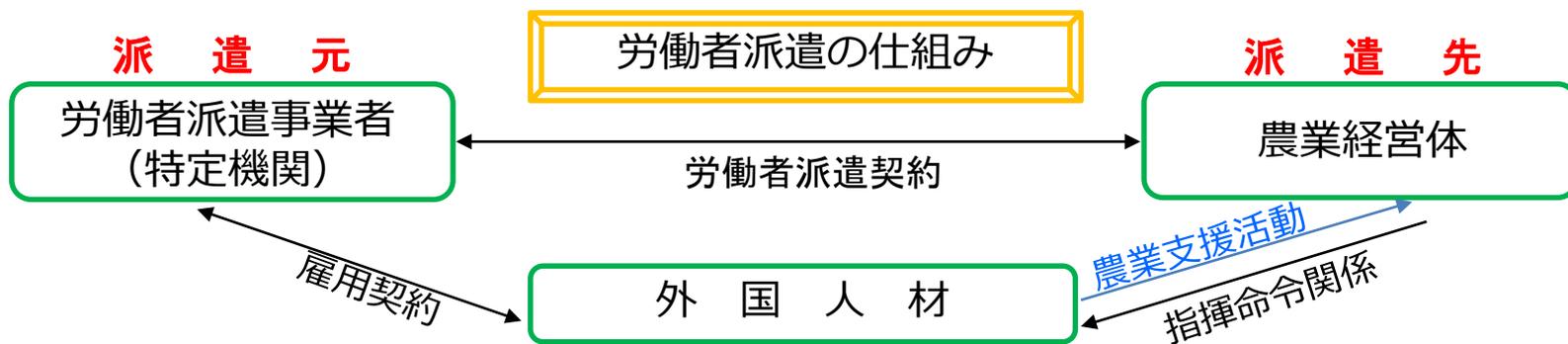
1 派遣事業者が外国人材を雇用し、必要とする農業経営体に外国人材を派遣します。



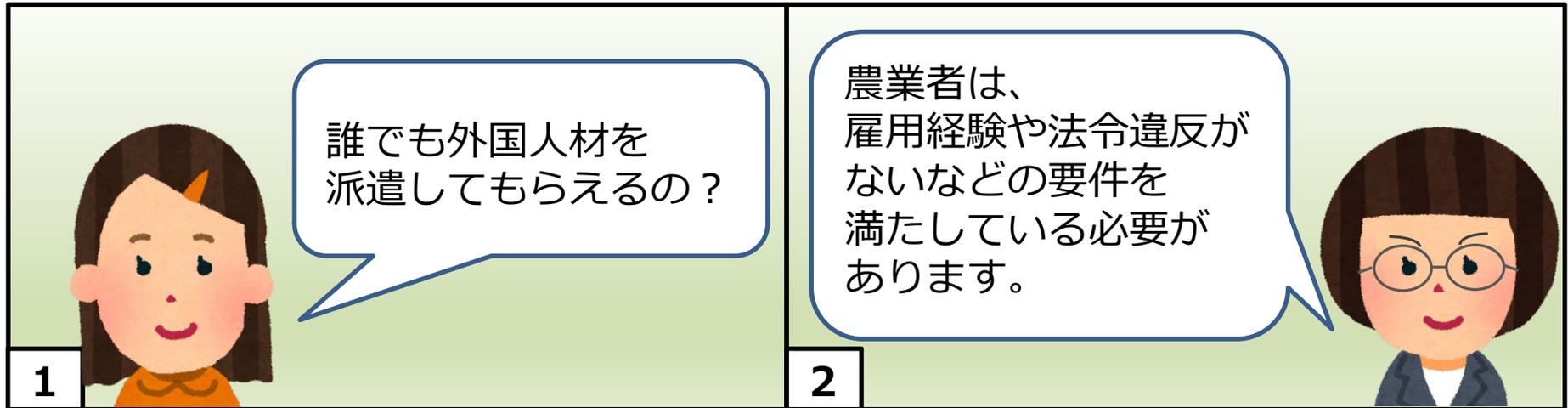
- 外国人材を派遣してもらうためには、派遣事業者※との間で、外国人材の業務の内容や派遣期間等について定める契約（労働者派遣契約）を結ぶ必要があります。

※厚生労働大臣の許可を受けた労働者派遣事業者で、この事業の基準に適合する法人のことをいいます。この事業では、「特定機関」と呼びます。

- この事業で、農業経営体に外国人材を派遣することができる派遣事業者は、それぞれの特区ごとに決定されますので、まずは本事業の事務局（関係自治体）に御相談ください。



2 外国人材の派遣を受けるためには、雇用経験や法令違反がない等、8つの要件を満たしていることが必要です。



外国人材の派遣を受けるための8つの要件

1. 雇用経験(※1)があるか、派遣先責任者講習等(※2)を受講した者を責任者としている

(※1) 過去5年以内に少なくとも6ヶ月以上雇用した経験

(※2) 都道府県労働局が実施する派遣先向け講習など

2. 過去5年以内に労働基準法、出入国管理法に違反した等の欠格事由に該当していない

3. 外国人材と同じ作業等に従事する労働者をしてその意思に反して退職させたことがない

4. 外国人材の労働時間・休憩・休日に配慮している(8ページ参照)

5. (住み込みの場合)外国人材の住居内の生活環境に配慮(※3)している(7ページ参照)

(※3) 同じ住居で生活する日本人従業員と同等以上の生活環境を備えること

6. 派遣事業者に対する報告を行っている(10ページ参照)

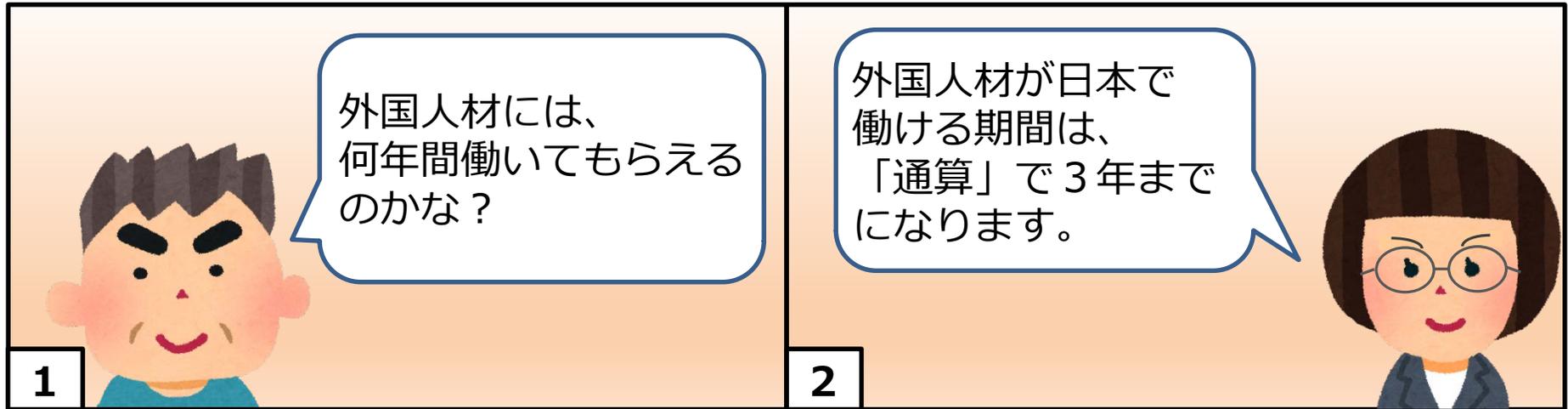
7. 協議会(※4)による現地調査を受け入れる(11ページ参照)

(※4) 関係自治体と国の機関で構成され、この事業で外国人材の管理を行う「適正受入管理協議会」のこと

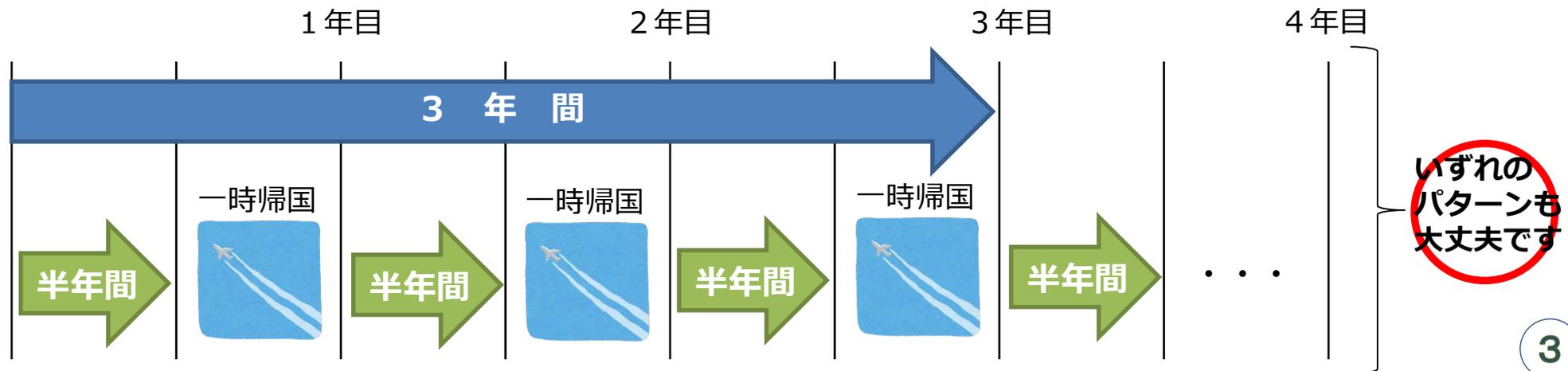
8. この事業の適正な実施に必要な法令(※5)に基づく措置を行っている

(※5) 出入国管理法、労働基準法、労働者派遣法など

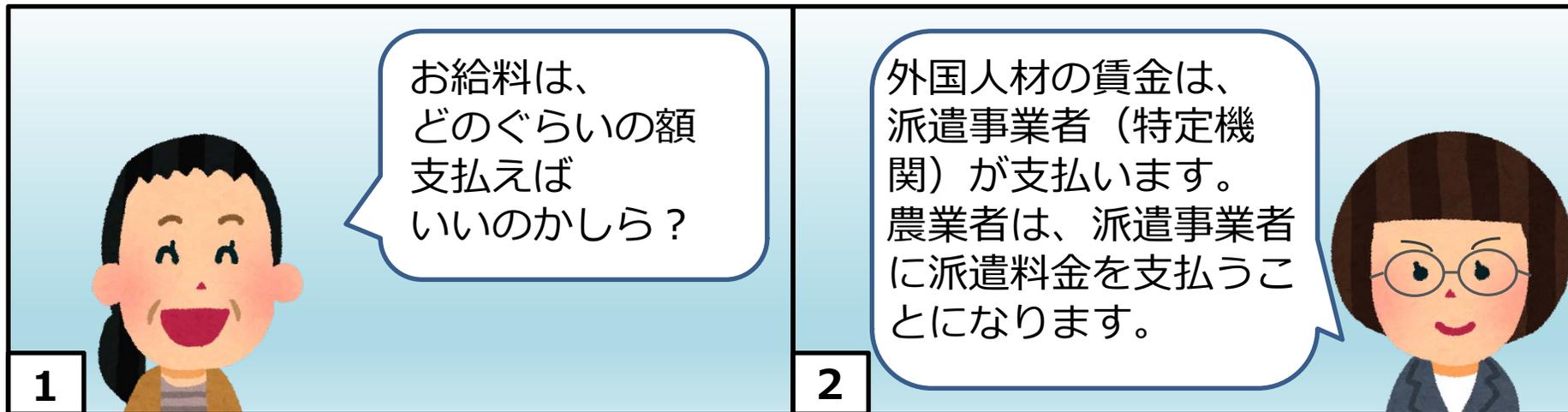
3 外国人材は、最長で通算3年間働くことができます。



- この事業では、外国人材に、① 3年間継続して働いてもらう、② 農閑期等には一時帰国し、通算で3年間になるまで働いてもらう、のどちらも可能です。
- また、外国人材が日本で働く期間中、同じ農業者の下だけでなく、複数の農業者の下で働いてもらうことも可能です。



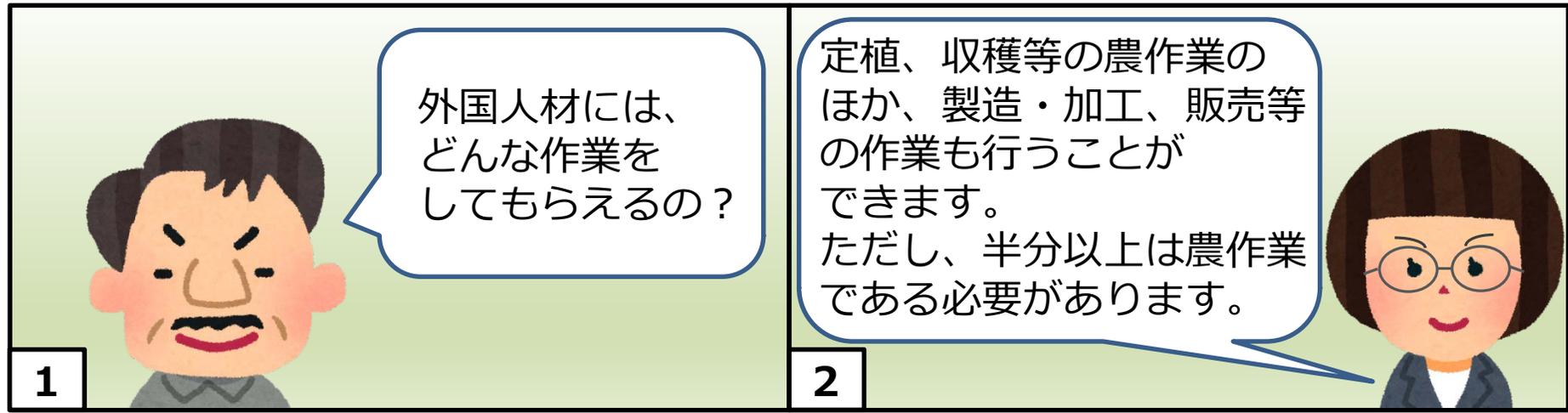
4 外国人材には、日本人労働者と同じ金額以上の報酬を支払う必要があります。



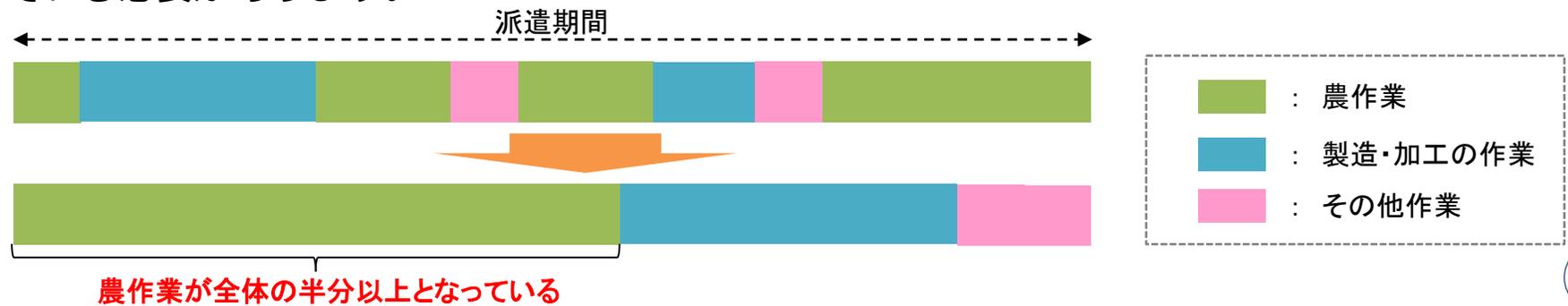
- 派遣事業者が支払う外国人材の賃金は、同じ作業に従事する日本人労働者と同じ金額以上にする必要があります。
- 派遣料金は、各派遣事業者により設定されます。

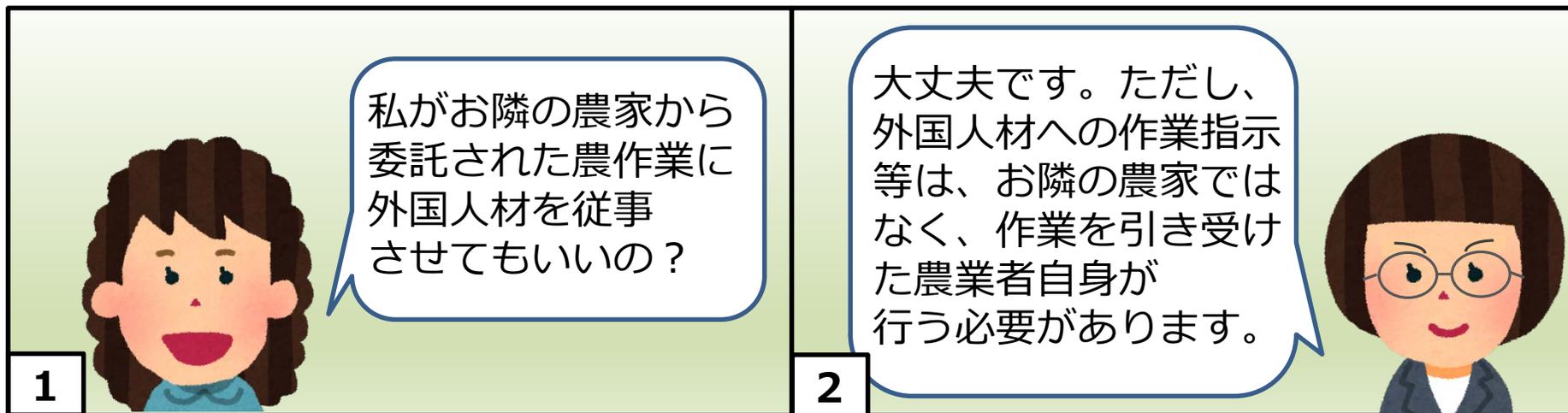


5 外国人材は、農作業のほか、製造・加工、販売等の作業にも従事することが可能です。

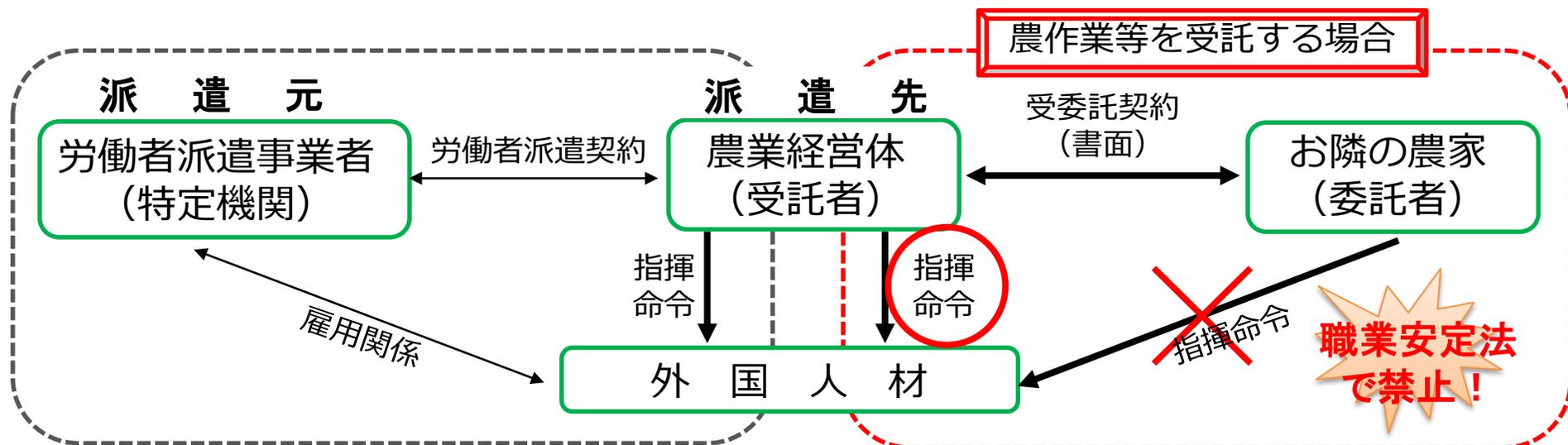


- 「半分以上は農作業」とは、外国人材が従事した農作業の時間の合計が、製造・加工等の作業も含めた作業時間全体の半分以上となっていることをいいます。
※天候不順、天災等によりやむを得ない場合は除きます。
- 農作業が半分以上となっているかどうかは、外国人材が派遣されて働く農業経営体ごとに判断します。複数の農業経営体で働く場合は、それぞれの農業経営体で行う農作業が半分以上となっている必要があります。





- 農作業等の委託を引き受けて外国人材に従事させる場合、受委託契約を書面で行うことが必要です。
- 委託された農作業等について、委託者（お隣の農家）が外国人材に直接作業内容を指示するなどの指揮命令を行うと、委託者・受託者とも職業安定法に基づく処罰の対象となる可能性があります。



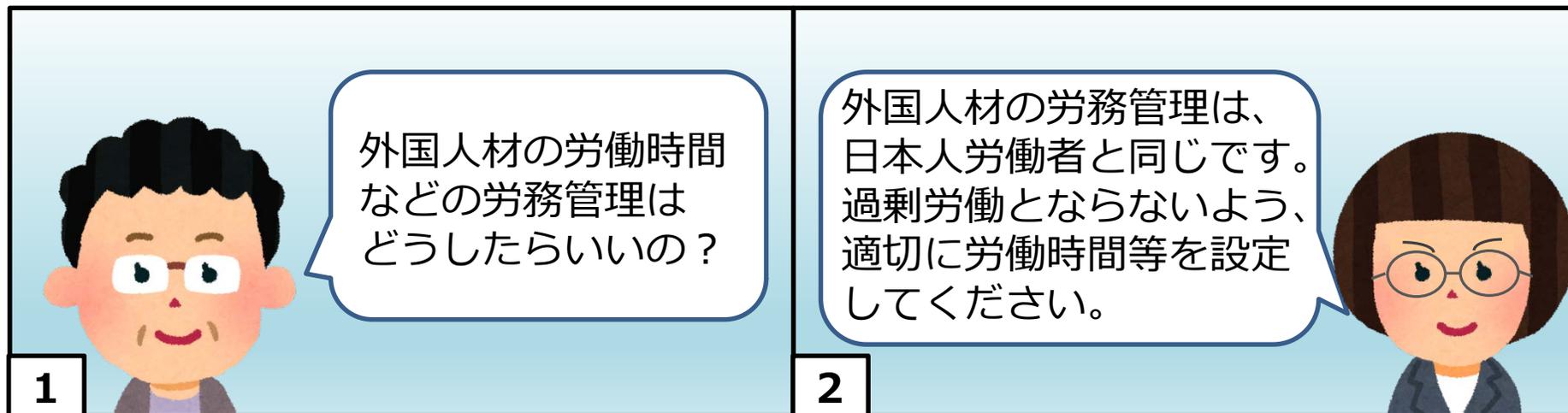
6 外国人材の住居は、場所や広さ等の基準を満たすことや、 住み込みの場合には事前に外国人材の同意を得ることが必要です。



外国人材の住居の要件

① 火災による危険の大きい物の貯蔵場所、衛生上有害な作業場などの付近を避ける	⑤ 就寝時間の違う外国人材が2組以上いる場合は、寝室を別にする
② 寝室が2階以上にある場合は、容易に屋外に通じる階段を2カ所以上設ける	⑥ 食堂・炊事場は、照明・換気を十分に行い、食器等を清潔に保管し、害虫等を防ぐ
③ 消火設備を設置している	⑦ トイレ、洗面所、洗濯場、浴場を設け、清潔にする
④ 寝室は、1人当たり4.5㎡以上で、収納や採光・採暖の設備を設ける	⑧ 住居が労働基準法の「事業の附属寄宿舍」に該当する場合は、寄宿舍規則の届出等、同法の規定を守っている
※農業経営体の住居に住み込みをさせる場合は、以下の要件も満たす必要があります。	
⑨ 事前に外国人材の同意を得る	⑩ 同じ住居で生活する日本人従業員と同等以上の生活環境を備える

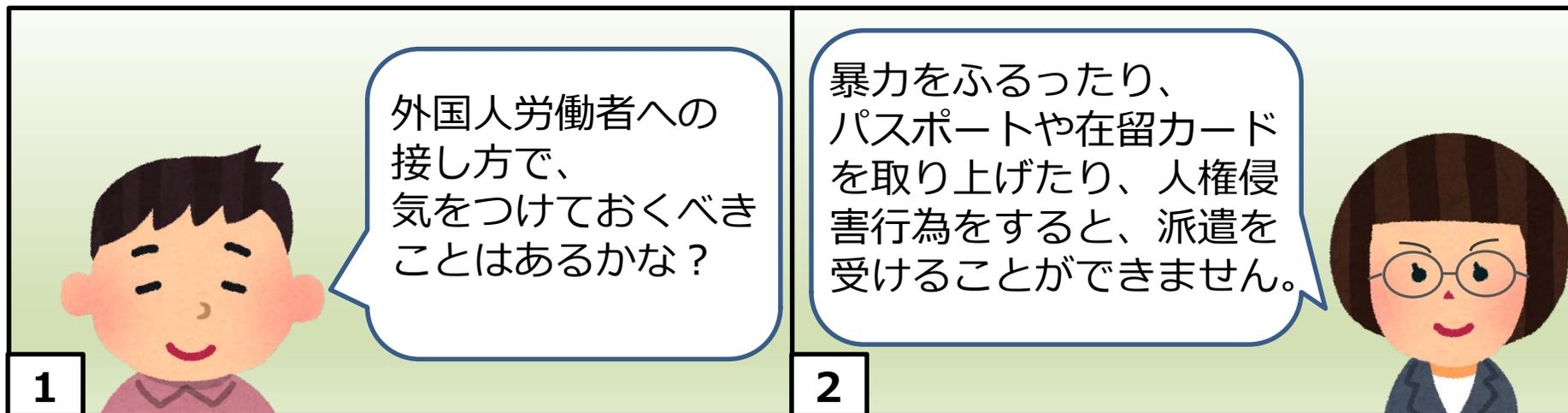
7 農業経営体は、外国人材の労働時間や休日等に適切に配慮する必要があります。



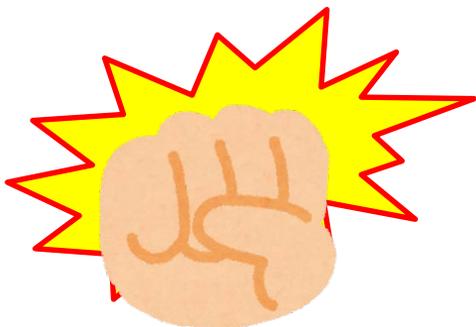
- 労働基準法では、農業については労働時間・休憩・休日の規定が適用されないこととなっています。
- この事業の外国人材についても、日本人労働者の場合と同じく適用されないこととなりますが、優秀な人材を確保していくためにも、労働者が働きやすい環境を整えるよう努力することが推奨されています。
- 自らが雇用している他の日本人従業員と同じように、適切に労働時間、休憩及び休日設けるようにしてください。



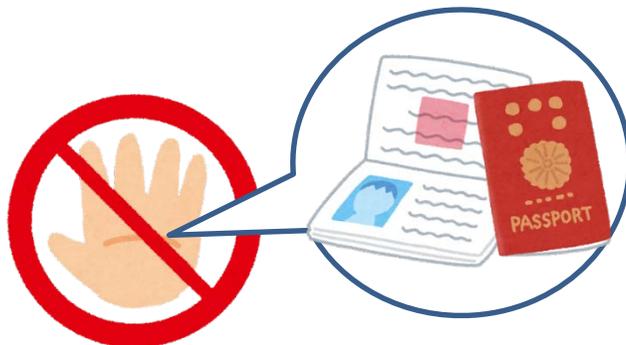
8 外国人材に対し人権侵害行為等を行った場合、派遣を受けることができません。



- 外国人材に対し、以下のような人権侵害行為等を行った場合は、外国人材の派遣が停止・解除されるほか、以後5年間は外国人材の派遣を受けることができません。
(入国管理、労働関係の各種法令に基づく処罰の対象となる可能性もあります。)



暴行、脅迫

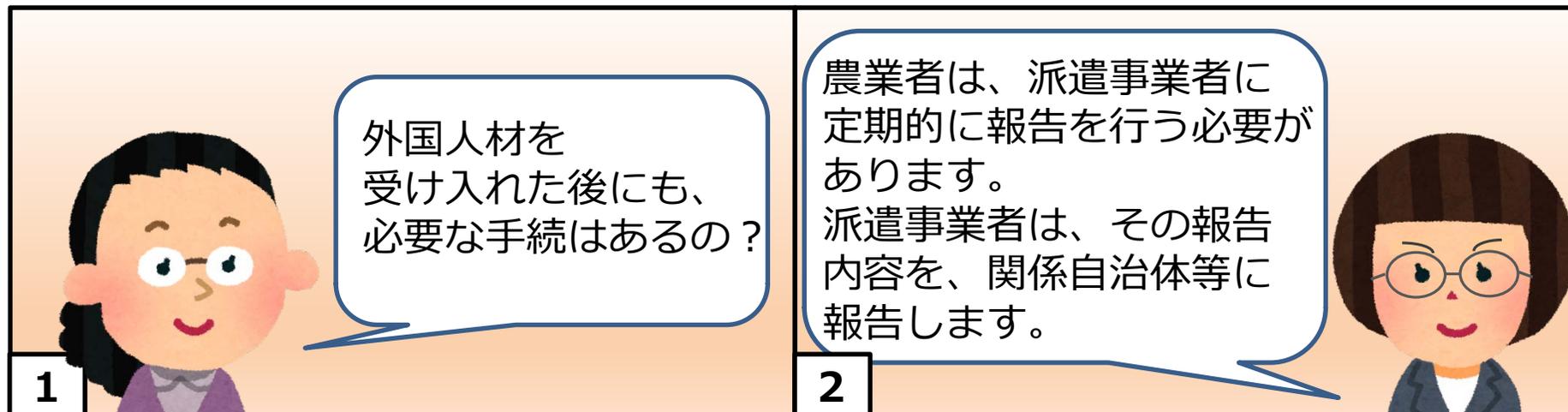


パスポート・旅券カードの取り上げ



報酬の全部又は一部未払い

9 受入れの状況を定期的に報告する必要があります。



- 外国人材の派遣を受けている農業経営体は、派遣事業者に対して、「1ヶ月に1回の通知」と「3ヶ月に1回の報告」をする必要があります。

➤ 1ヶ月に1回の通知の内容

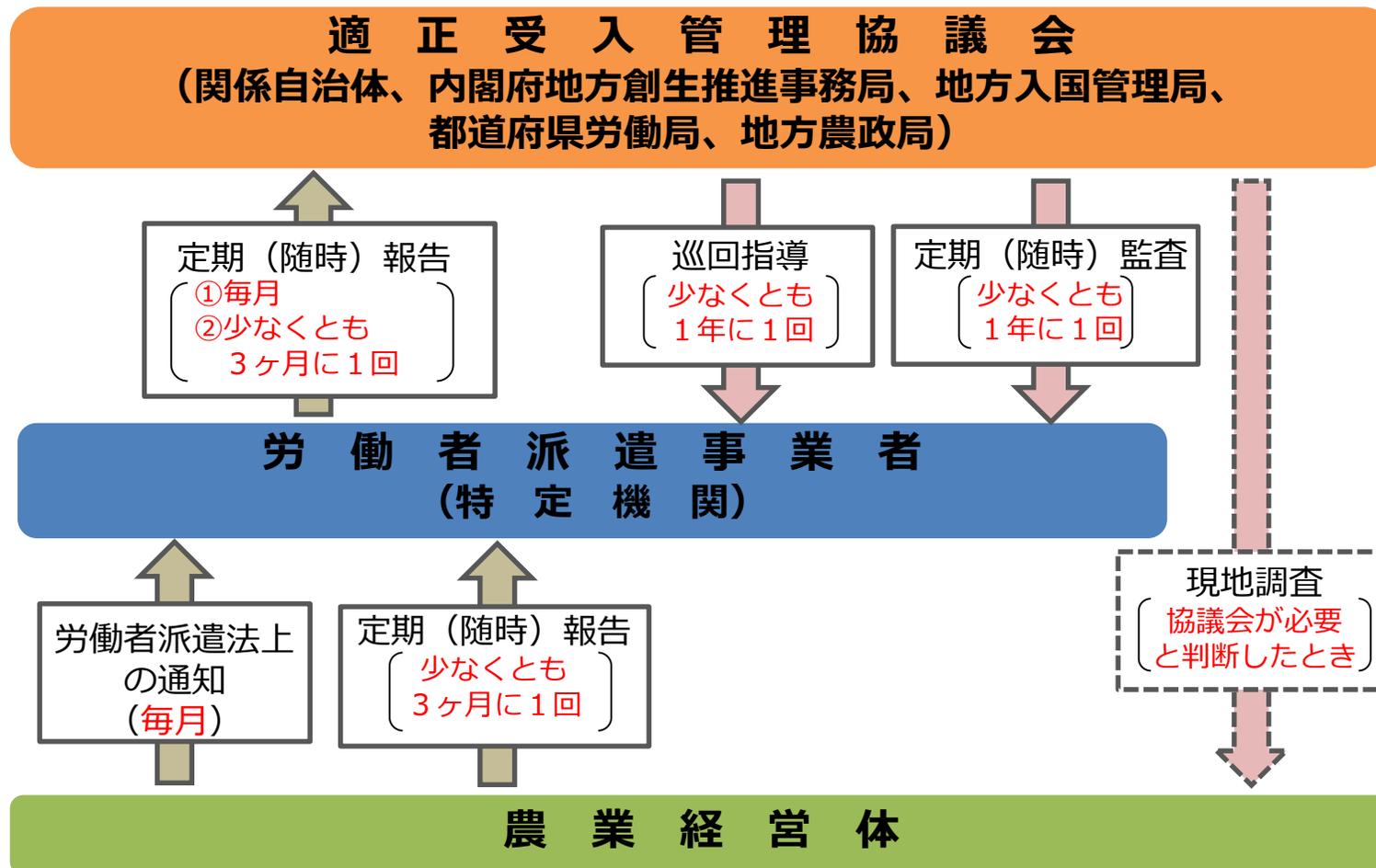
通知事項	
1	外国人材の氏名
2	実際に農作業等に従事した日
3	作業従事日ごとの始業・終業時刻及び休憩時間
4	従事した農作業等の内容
5	農作業等に従事した場所

➤ 3ヶ月に1回の報告の内容

報告事項	
1	外国人材と同じ作業等に従事する日本人従業員についての新たな雇用人数など
2	外国人材の農作業以外の作業への従事状況、勤務・生活態度など
3	外国人材と同じ業務に従事する日本人従業員の就労日数
4	外国人材からの苦情・相談件数とその内容
5	1月当たりの最長労働時間数、最少休日日数、休暇の付与・取得の状況
6	健康診断の実施の有無、労働災害の発生の有無など

➤ 適正受入管理協議会

- 適正受入管理協議会（協議会）とは、関係自治体と国の行政機関とで構成され、派遣事業者や農業経営体に対する監督や指導を行うための機関です。
- 派遣事業者は、農業経営体からの報告等について、協議会に対して定期的に報告を行います。
- 協議会が報告内容等について確認が必要と判断した場合には、農業経営体に対する現地調査を行う場合があります。



(参考 1) 農業支援外国人受入事業の流れと押さえるべきポイント

事業の流れ

外国人材を受け入れる前の準備

雇用契約の締結

〔派遣元と外国人材〕

労働者派遣契約の締結

〔派遣元と農業経営体〕

外国人材の受入れの開始

1 派遣事業者が外国人材を雇用し、必要とする農業経営体に外国人材を派遣します。

・・・1ページ

2 外国人材の派遣を受けるためには、雇用経験や法令違反がない等、8つの要件を満たしていることが必要です。

・・・2ページ

3 外国人材は、最長で通算3年間働くことができます。

・・・3ページ

4 外国人材には、日本人労働者と同等額以上の報酬を支払う必要があります。

・・・4ページ

5 外国人材は、農作業のほか、製造・加工、販売等の作業にも従事可能です。

・・・5ページ

6 外国人材の住居は、場所や広さ等の基準を満たすことや、住み込みの場合には事前に外国人材の同意を得ることが必要です。

・・・7ページ

7 農業経営体は、外国人材の労働時間や休日等に適切に配慮する必要があります。

・・・8ページ

8 外国人材に対し人権侵害行為等を行った場合、派遣を受けることができません。

9 受入れの状況を定期的に報告する必要があります。

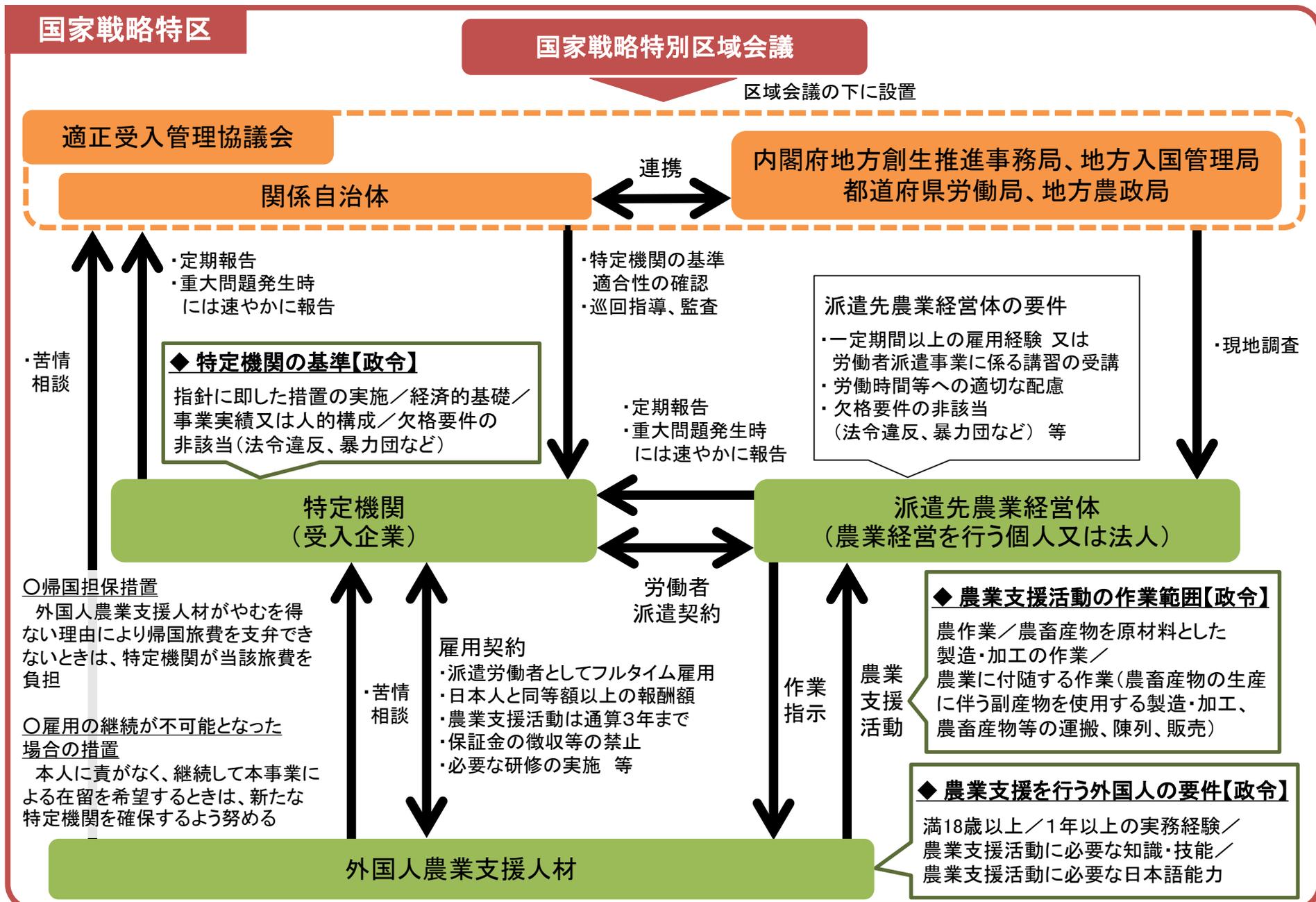
・・・10ページ

押さえるべきポイント

(参考2) 派遣事業者(特定機関)が押さえるべき主なポイント

押さえるべきポイント	備考
1 外国人材又はその家族等から、保証金等の徴収をしてはいけません。	
2 受入れに際して他の機関(※1)が関与する場合、その機関は、外国人材又はその家族等から、保証金等の徴収をしてはいけません。	(※1) 過去5年以内に保証金等の徴収を行っていたり、技能実習法施行規則第25条第8号イ・ロに掲げる行為を行っていたことが確認された機関は、受入れに関与させることはできない。
3 外国人材に対し、 <u>農作業等に関する教育訓練(※2)</u> 、 <u>日常生活及び農作業等に必要日本語(※3)</u> 、 <u>理解しておくべき関係法令(※4)</u> 、 <u>苦情・相談窓口(※5)</u> 等について、必要な研修を実施する必要があります。	(※2) 事業実施区域内で行われている農業の基本的知識、機械の構造や操作に関する知識等の研修 (※3) ①買い物や交通機関の利用、近隣住民とのコミュニケーション等の際に使用する日本語、 ②派遣先等とのトラブル時の対応や、身を守るための対応及び警察や消防への通報等の緊急の場面で使用する日本語 ③農業現場で使用することが想定される農業機械、農業資材等の専門的な用語の習得など、農作業等を効果的かつ安全に実施するために必要な日本語 (※4) 在留カードに関する手続、再入国許可手続、在留期間の更新手続、退去強制事由等の注意事項に関する内容など (※5) 就労や生活に関する苦情・相談(転職に係る相談を含む)を受けることができる窓口
4 外国人材が <u>安心して日常生活を営むために必要な支援(※6)</u> を適切に実施しなければなりません。	(※6) 居住地周辺の医療機関、行政機関、金融機関等に関する各種情報の提供や、それらの機関におけるサービスを利用するに当たっての同行等が含まれる。

(参考3) 国家戦略特区農業支援外国人受入事業のスキーム



(参考4) 外国人技能実習制度と農業支援外国人受入事業との比較

	外国人技能実習制度	農業支援外国人受入事業						
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・技術移転による国際協力 ・労働力の需給調整の手段としてはならない 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業の成長産業化に必要な労働力の確保等による競争力強化 						
受入主体 (雇用主)	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として1つの農業経営体が受け入れ ※農協や農産物の共同出荷・販売等を行う団体等が受け入れる場合は、組合員・会員等である複数の農業経営体から作業を請け負うことが可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定機関(派遣元)が受け入れ、複数の農業経営体への派遣も可能 						
従事可能な作業	<ul style="list-style-type: none"> ・農作業 ・実習時間全体の2分の1以下の範囲で、農畜産物を使用した・製造・加工の作業の実習も可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・農作業 ・派遣期間の過半とならない範囲で、農畜産物等を使用した製造・加工、運搬、陳列、販売の作業も可能 						
職種・作業の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・実習1年目は特段の制限なし ・2年目以降は、実習可能な職種・作業は、2職種6作業に限定 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>職種名</th> <th>作業名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耕種農業</td> <td>「施設園芸」「畑作・野菜」「果樹」</td> </tr> <tr> <td>畜産農業</td> <td>「養豚」「養鶏(採卵鶏)」「酪農」</td> </tr> </tbody> </table>	職種名	作業名	耕種農業	「施設園芸」「畑作・野菜」「果樹」	畜産農業	「養豚」「養鶏(採卵鶏)」「酪農」	<ul style="list-style-type: none"> ・特段の制限なし
職種名	作業名							
耕種農業	「施設園芸」「畑作・野菜」「果樹」							
畜産農業	「養豚」「養鶏(採卵鶏)」「酪農」							
在留可能期間	<ul style="list-style-type: none"> ・最長5年(実習中は原則帰国不可) 	<ul style="list-style-type: none"> ・通算最長3年(期間内での帰国・再入国可) 						